

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年3月

山 鹿 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1	現状と課題	2
2	基本的方向	2
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	類型設定の基準	5
2	モデル経営類型	6
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指 標	8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目 標	9
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	10
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	利用権設定等促進事業に関する事項	11
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	16
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	19
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項	20
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	22
第 6	その他	23

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

山鹿市は、熊本県の北部に位置し、平坦地から中山間地まで恵まれた立地条件を生かし、米、麦、大豆を主体とする土地利用型作物やスイカ、メロン、花き等の施設園芸、果樹、畜産など多彩な農業が展開されている。

山鹿市の農家戸数や農業従事者数は、いずれも減少傾向にあり、基幹的農業従事者のおよそ7割が65歳以上で高齢化も進展している。

特に、土地利用型農業を中心に農業の担い手不足も深刻化しており、近年、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む状況にある。

中山間地域においては、農地を利用集積する担い手がいない地区もあり、集積及び農地の活用が困難となっている。

このように、農業者の減少・高齢化が今後一層見込まれる中、山鹿市の農業を維持・発展させていくためには、新規就農者の安定的な確保・育成と併せて、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要である。

また、新規学卒やUターンの親元就農、新規参入、雇用就農など、それぞれの就農形態に応じた就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る必要がある。

2 基本的方向

山鹿市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、

SDGsに沿った取組みを通して、持続可能な農業・農村の実現を図ることとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、山鹿市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、年間労働時間が従事者1人当たり2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる従事者1人当たり概ね348万円以上を確保できるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(2) 目標を達成するための施策の方向性

ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成

山鹿市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを総合的に支援する。

まず、山鹿市は、鹿本農業協同組合、農業委員会、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局（以下、「鹿本地域振興局」という）等関係機関で構成する山鹿市担い手育成総合支援協議会において、新規就農希望者の相談や定着までの支援及び意

欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者への着実な再認定を進めるため、長期経営計画の作成や規模拡大、雇用型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援する。また、共同申請による女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、収益配分及び経営方針・計画の決定など内容の充実を図る。

農業法人については、経営形態や経営規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保円滑化のため就労環境整備などの経営基盤の強化を図るとともに、親族のほか従業員などの第三者を含めた次世代の経営を担う人材の育成を支援する。

また、くまもと農業経営相談所をフル活用し、認定農業者や農業法人等の経営診断を行うとともに、経営改善や法人化を支援するため、専門家を中心とする支援チームの派遣や経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成する。

なお、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代へ引き継ぐため、経営継承の啓発推進を図る。

さらに6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組みについての支援も行う。

イ 地域営農組織の育成

担い手が不足している地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、営農ビジョンづくりと合意形成を支援する。組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、くまもと農業経営相談所の支援チームの派遣要請を行い、経営診断などの指導助言及び地域営農組織の設立や法人化を支援する。

また、経営基盤を強化するため、組織の再編や統合によりスケールメリットが生かせる経営規模への拡大や、年間を通じた仕事の創設や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援する。小規模な地域営農組織については、6次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組みを支援する。

さらに、取りまとめ役となるリーダーを育成するため熊本県が主催するセミナーの受講や意見交換会を開催し、持続的な経営を支えるため事業戦略や労務などのノウハウの習得を支援し、組織をマネジメントできる人材を育成する。

ウ 農地の効率的な利用の促進

農地の流動化に関しては、農地の有効利用を促進し、効率的な土地利用型農業などの展開を図る。

特に、米、麦、大豆の生産性向上を図るため営農類型により方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域における合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図る。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物ごとの集団化を進め、さらに果樹については新植、改植を進め園地の面的集積を進める。

農地の利用集積を円滑に進めるため、農地の大区画化などの基盤整備を進めるとともに、農地中間管理事業などを活用し、利用権の設定や所有権の移転を促進

する。

エ 時代の変化に対応した「稼げる農業」の更なる加速化

農業所得の確保と最大化のために、これまで取り組んできた「稼げる農業」に向けた取り組みをさらに加速化させる。

具体的には、農業所得（ $P \times Q - C$ ）の最大化に向け、これまでの農地集積や生産施設等の集積等の取り組みを加速化させた上で、限られた労働力の中で、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術や ICT 技術等の新規技術を最大限に活用できるよう、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進する。また、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化、農地の大区画化、汎用化、畑地化・高機能化を推進する。

農業生産の礎である農業水利施設の老朽化が課題となっている中、排水機場などの基幹的農業水利施設の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図るための戦略的な保全管理への取り組みに加え、農業者を支える団体等の体制や活動の強化を支援する。

様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険や品目別の価格安定制度等、農業者それぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットの加入促進を図るとともに、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版 B C P（事業継続計画書）の作成・活用を推進する。

オ 中山間地域等における持続的な農村づくり

経営の柱となる作物の生産力強化や柱がない地域における新規作物の導入、複合的な収入確保に向けた取り組みを進めるとともに、農地や農村社会の維持・継続のための担い手育成に取り組むこととする。

また、集落（活動組織）が行う農地や農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みや地域の方々による主体的な“むらづくり活動”等を支援するとともに、土づくりや化学肥料・農薬削減に取り組むグリーン農業や水田涵養の推進など地下水と土を育む取り組みを進める。

さらに、多彩な地域資源を生かした地域活動や他分野との連携、農業・雇用・生活等の拠点となる「スーパー中山間地域」の取り組みを通じて、中山間地域の地域活力の向上をめざす。

加えて、地域の実情に応じた「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進する。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

山鹿市における新規就農者数は、近年は減少傾向にあり、令和元年（2019年）5月から令和2年（2020年）4月までの親元就農者、新規参入者、雇的就農者を含む新規就農者は16人であり、ここ数年15名前後で推移している。今後、従来からの基幹作物である水稻、麦、大豆等の土地利用型作物、スイカ、イチゴ、アスパラガス、メロン等の施設園芸作物、筍の特用林産物や、栗等の果樹の産地としての生産量の維持、拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

こうした中、国が掲げる40歳代以下の農業従事者を令和5年までに40万人

まで拡大するという新規就農者育成総合支援対策や熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた雇用就農者を含む新規就農者の確保目標600人を踏まえ、山鹿市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

山鹿市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた山鹿市の取組み

今般の新規就農者は新規学卒だけでなく、他産業に一度従事したUターンや定年帰農、非農家からの新規参入など就農ルートが多様化しており、また、就農形態も独立・自営就農や経営継承のほか、農業法人への雇用就農などの様々な態様となっている。

これらを踏まえ、それぞれの就農形態に応じて就農相談から就農、経営定着の段階まで地域一体となってきめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、山鹿市担い手育成総合支援協議会が総合的窓口になり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については鹿本地域振興局や鹿本農業協同組合等が重点的な指導を行い、地域の総力をあげて中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、中・高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組みを実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に山鹿市で展開している優良事例を踏まえつつ、山鹿市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 類型設定の基準

個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンである。

(ア)自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事2～3人

(イ)雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンである。

協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンである。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

2 モデル経営類型

(1) 個別経営体

家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の態様 等
水稲+麦+大豆	<経営面積> 1,600 a <作付面積> 水稲 1,000 a 麦 1,200 a 大豆 600 a	・機械化一貫体系による省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植や緩効性肥料施肥などの低コスト技術導入	トラクター 田植機 コンバイン 播種機 乗用管理機 堆肥散布機	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
葉タバコ+水稲	<経営面積> 340 a <作付面積> 葉タバコ 240 a 水稲 140 a 飼料用稲 200 a	・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適性使用 ・共同乾燥施設の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	トラクター 高架型作業機 堆肥散布機 乾燥施設(共同)		
春夏スイカ+秋冬メロン+水稲	<経営面積> 220 a <作付面積> 春夏スイカ 120 a 秋冬メロン 50 a 水稲 100 a	・連棟ハウスは年3作(スイカ春作+春作植替+メロン秋冬作) ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
春夏スイカ+夏秋キュウリ+水稲	<経営面積> 220 a <作付面積> 春夏スイカ 120 a 夏秋キュウリ 50 a 水稲 100 a	・連棟ハウスは年3作(スイカ春作+春作植替+夏秋キュウリ) ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
春夏メロン+秋冬メロン+水稲	<経営面積> 180 a <作付面積> 春夏メロン 80 a 秋冬メロン 60 a 水稲 100 a	・春夏メロン作期分散 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
促成ナス+水稲	<経営面積> 130 a <作付面積> 促成ナス 30 a 水稲 80 a	・耐候性ハウスの導入 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用	連棟強化型ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
イチゴ+水稲	<経営面積> 130 a <作付面積> イチゴ 30 a 水稲 100 a	・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ピニール張り) ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 予冷库 育苗施設 灌水施設		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の態様 等
アスパラガス + 水稲	< 経営面積 > 170 a < 作付面積 > アスパラガス 40 a 水稲 130 a	・フルオープンハウスによる高温対策 ・自動灌水装置の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	単棟ハウス 動力噴霧器 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の最適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
みかん + 春夏スイカ	< 経営面積 > 270 a < 作付面積 > みかん 150 a スイカ 120 a	・園内道整備とスピードスプレーヤー防除による省力化 ・シートマルチの設置	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 スピードスプレーヤー 園内作業道 灌水施設		
ぶどう	< 経営面積 > 60 a < 作付面積 > ぶどう 60 a	・H字整枝、短梢剪定による無核栽培	連棟ハウス 雨よけトンネル ぶどう棚 動力噴霧器		
施設キク（電照）	< 経営面積 > 100 a < 作付面積 > キク 90 a	・黄色輪キク、電照栽培 ・無側枝性品種の導入 ・低温開花性品種の導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得	強化型ハウス 暖房機 循環扇 電照施設 全自動重量選花機 灌水施設		
肉用牛（繁殖）	< 飼養頭数 > 肉用牛（繁殖） 80 頭	・牛房群飼 ・分娩間隔の短縮と供用産次の適正化 ・ヘルパー利用による休日確保 ・広域放牧利用	畜舎 堆肥舎 ほ乳口ポット 分娩・発情監視装置 作業機械一式		
茶	< 経営面積 > 600 a < 作付面積 > 茶 600 a	・乗用型茶園管理機の利用 ・荒茶加工施設の共同利用	荒茶加工施設 乗用型摘採機 乗用型防除機 防霜施設		
水稲 + 粟 + 筍 + 露地ナス	< 経営面積 > 400 a < 作付面積 > 水稲 100 a 粟 200 a 筍 70 a 露地ナス 30 a	・複合経営による労力分散 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託	トラクター 動力噴霧器		

法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の態様 等
水稲 + 麦 + 大豆	< 経営面積 > 2,500 a < 作付面積 > 水稲 1,500 a 麦 2,500 a 大豆 1,000 a	・機械化一貫体系による省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植や緩効性肥料施肥などの低コスト技術導入	トラクター 田植機 コンバイン 播種機 乗用管理機 堆肥散布機	・経営の自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・社会保険への加入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の最適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入
酪農	< 飼養頭数 > 乳牛 200 頭	・フリーバーン、搾乳口ポットの導入による省力化 ・分娩間隔の短縮 ・経産牛1頭当たりの産乳量の向上	畜舎 堆肥舎 搾乳口ポット 分娩・発情監視装置 作業機械一式		
肉用牛一貫	< 飼養頭数 > 肉用牛（繁殖） 100 頭	・牛房群飼 ・分娩間隔の短縮と供用産次の適正化 ・品種に応じた肥育期間の適正化 ・広域放牧利用	畜舎 堆肥舎 ほ乳口ポット 分娩・発情監視装置 作業機械一式		

(2) 協業経営体

法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の態様 等
水稲 + 麦 + 大豆	< 経営面積 > 4,800 a < 作付面積 > 水稲 3,000 a 麦 4,800 a 大豆 1,800 a	・機械化一貫体系による省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植や緩効性肥料施肥などの低コスト技術導入	トラクター 田植機 コンバイン 播種機 乗用管理機 堆肥散布機	・経営の自己分析能力の向上 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・社会保険への加入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に山鹿市で展開している優良事例を踏まえつつ、山鹿市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営の指標

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の態様 等
水稲 + 麦 + 大豆	< 経営面積 > 550 a < 作付面積 > 水稲 200 a 麦 550 a 大豆 350 a	・機械化一貫体系による省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植や緩効性肥料施肥などの低コスト技術導入	トラクター 田植機 コンバイン 播種機	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
春夏スイカ + 秋冬メロン	< 経営面積 > 20 a < 作付面積 > 春夏スイカ 20 a 秋冬メロン 20 a	・ウイルス病対策の徹底 ・スイカとメロンの輪作体系	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
春夏スイカ + 夏秋キュウリ	< 経営面積 > 20 a < 作付面積 > 春夏スイカ 20 a 秋冬キュウリ 20 a	・ウイルス病対策の徹底 ・スイカとキュウリの輪作体系	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
春夏メロン + 秋冬メロン	< 経営面積 > 20 a < 作付面積 > 春夏メロン 20 a 秋冬メロン 20 a	・ウイルス病対策の徹底 ・メロンの輪作体系	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 灌水施設		
イチゴ	< 経営面積 > 15 a < 作付面積 > イチゴ 15 a	・ベンチ育苗の導入 ・共同作業（定植、ピニール張り）	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 育苗施設 灌水施設		

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方法	農業従事の態様 等
みかん + 春夏スイカ	< 経営面積 > 130 a < 作付面積 > みかん 100 a スイカ 30 a	・ 園内道整備とスピードスプレイヤー防除による省力化 ・ シートマルチの設置	連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 スピードスプレイヤー 灌水施設	・ 簿記帳簿等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・ 青色申告の実施 ・ 経営の体質強化のための自己資本の充実	・ 労災保険等への加入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 農繁期の雇用の確保
アスパラガス	< 経営面積 > 20 a < 作付面積 > アスパラガス 20 a	・ 自動灌水装置の利用 ・ 共同選果の利用	単棟ハウス 動力噴霧器 灌水施設		
肉用牛（繁殖）	< 飼養頭数 > 肉用牛（繁殖） 20 頭	・ 牛房群飼 ・ 分娩間隔の短縮と供用産次の適正化	畜舎 連動スタンション 堆肥舎		
ぶどう	< 経営面積 > 30 a < 作付面積 > ぶどう 30 a	・ H字整枝、短梢剪定による無核栽培	雨よけトンネル ぶどう棚 動力噴霧器		
水稲 + 粟 + 筍 + 露地ナス	< 経営面積 > 185 a < 作付面積 > 水稲 100 a 粟 50 a 筍 20 a 露地ナス 15 a	・ 複合経営による労力分散 ・ 水稲の基幹作業は営農組織に委託	トラクター 動力噴霧器		

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
前述第 2 に掲げる指標の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア 80 % なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

（注）1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的

農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

山鹿市では水稲・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者、集落営農組織、農事組合法人を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいる地域がある一方で、担い手の高齢化により利用集積が進んでいない地域もある。

また、スイカを中心とした施設園芸と水稲による複合経営農家の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の資材の高騰や農業従事者の高齢化により空きハウスが目立ちはじめしており、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

山鹿市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集約し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や中山間地では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいいため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。また、山間部では、既に集落に担い手がいらない状況であるため、数集落での営農活動の構築も必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組み方針及び関係機関・団体との連携等

山鹿市の農地利用のビジョン実現を図るため、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び市担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

山鹿市は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、山鹿市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

山鹿市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

利用権設定等促進事業

農地中間管理事業等の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 山鹿市においては、ほぼ全域の圃場整備事業が進められているが、今後更なる圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の各地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、山鹿市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下、「農地所有適格法人以外の法人等」という。))を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。))が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用す

るための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(イ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う鹿本農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イか

らちまでにかかげるものに限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、 の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

から に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

山鹿市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

山鹿市は、 の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

山鹿市は、法第 6 条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第 2 条によりみなされる場合は不要)。

山鹿市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

山鹿市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 30 日前まで

に当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、山鹿市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

山鹿市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う耕作地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる鹿本農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

、 に定める申出を行う場合において、（４）の の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

山鹿市は、（５）の の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

山鹿市は、（５）の 、 の規定による農用地利用改善団体、鹿本農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積団体等からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、 に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、山鹿市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

山鹿市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
に規定する者に に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名
又は名称及び住所

に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利
用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借
賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取
得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委
託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権
の設定（又は移転）に係る法律関係

に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げ
る 事項

ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸
借を解除する旨の条件

イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状
況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨の条件

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の
混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止する
ための取り決め

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(I) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、
当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を
含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法
律関係

に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

山鹿市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の に規定する
土地ごとに(7)の に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永
小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的と
する権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超え
ないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有
権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分
を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

山鹿市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)
の の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定め
たときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の から ま

でに掲げる事項を山鹿市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

山鹿市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

山鹿市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

山鹿市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

山鹿市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

山鹿市は、 の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を山鹿市の広報に記載することその他所定の手段により広告する。

山鹿市が の規定による公告をしたときは、 の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 山鹿市は、農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化などの意欲の高い認定農業者などに対して、農用地の利用集積及び集約を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとする者に対して、農業の技術又は経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業を推進する。
- (2) 山鹿市、農業委員会、鹿本農業協同組合、土地改良区及び山鹿市担い手育成総合支援協議会等は農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

山鹿市は、地域農業関係者が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や地区、共同乾燥施設、地域単位で行われている場合は、当該単位とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、耕作地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 耕作地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

農用地利用規定においては、 に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

(2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 2 3 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を山鹿市に提出して、農用地利用規程について山鹿市の認定を受けることができる。

山鹿市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 2 3 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の の工に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

山鹿市は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を山鹿市の掲示板への提示により公告する。

から の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5) の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 5 5 年政令第 2 1 9 号）第 9 条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

山鹿市は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の の認定をする。

ア のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

（５）の の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は、農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

山鹿市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

山鹿市は、（５）の に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、鹿本地域振興局、農業委員会、鹿本農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）熊本県農業公社）等の指導、助言を求めたときは、山鹿市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

山鹿市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 鹿本農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

鹿本農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

山鹿市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

山鹿市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。

山鹿市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

山鹿市は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 山鹿市は、農業基盤整備事業を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 山鹿市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。効率的土地利用の観点から面的な広がりを実施する集団的土地利用（ブロックローテーションや協業化）を範としつつ、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 山鹿市は、農業地区の集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 山鹿市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

事業推進体制等

山鹿市は、農業委員会、鹿本地域振興局、鹿本農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

農業委員会等の協力

農業委員会、鹿本農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、山鹿市担い手育成総合支援

協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、山鹿市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

山鹿市や農業委員会、鹿本地域振興局、鹿本農業協同組合等で構成する山鹿市担い手育成総合支援協議会は、就農相談員を設置し就農相談を強化するとともに、熊本県新規就農支援センターなどと連携しながら就農相談を行い、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、農地、経営資源の継承等）の提供を行う。また、鹿本農業協同組合が運営する地域担い手育成センターや市内の農業法人及び先進農家等と連携して、国の農業次世代人材投資事業（準備型）を活用した研修生の受入を行う。

イ 中長期的な取組

生徒、学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

山鹿市担い手育成総合支援協議会及び山鹿市就農支援センターが主体となって、鹿本地域振興局、農業協同組合、農業委員会、指導農業士等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期、内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。新規就農者研修会の開催を通じ、指導農業士、女性組織代表者等との交流の場を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画への誘導

山鹿市は新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来効率的かつ安定的な農業経営者へ経営発展できるよう、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整

合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県、市の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、計画的に経営の高度化を図る認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については山鹿市担い手育成総合支援協議会や山鹿市就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校及び地域担い手育成センターなど、就農後の営農指導等フォローアップについては鹿本地域振興局、JA組織、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら、各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成23年9月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年9月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和4年3月7日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1) 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 4 条第 1 項各号に規定する土地 (以下「対象土地」という。) の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体 (対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。) 、鹿本農業協同組合等 (農地法施行令 (昭和 2 7 年政令第 4 4 5 号) 第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社 (農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・法第 1 8 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 7 2 条の 1 0 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人 (農地所有適格化法人である場合をのぞく。) 又は生産森林組合 (森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 9 3 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。) (それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 2 条第 2 項各号に掲げる事業 (同項第 6 号に掲げる事業を除く。) を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令 (昭和 3 6 年政令第 3 4 6 号) 第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人 (それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための
 の利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の
 設定又は移転を受ける場合

存続期間 (又は残存期間)	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 存続期間は 3、5、10 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3、5、10 年とすることが相当でないと思われる場合には、3、5、10 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は 残存期間) の中途において解約する 権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件 等を勘案して算定 する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算 定される借賃の額を基礎とし、当該採草 放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘 案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水 準、開発費用の負担区分の割合、通常の 生産力を發揮するまでの期間等を総合的 に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定 によって算定される額に相当するように 定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する 鹿本農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の 場合は、賃貸人の住所に持参して支 払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場 合には、原則として毎年一定の期日 までに当該年に係る借賃の支払等を 履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利 用権設定等促進事業の実施により利用 権の設定 (又は移転) を受ける者は当 該利用権に係る農用地を返還するに際 し 民法の規定により当該農用地の改良 の ために費やした金額その他の有益費 に ついて償還を請求する場合その他法 令 による権利の行使である場合を除 き、 当該利用権の設定者に対し名目の いか んを問わず、返還の代償を請求し てはな らない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利 用権設定等促進事業の実施により利用 権の設定 (又は移転) を受ける者が当 該 利用権に係る農用地を返還する場合 に おいて、当該農用地の改良のために 費や した金額又はその時における当該 農用 地の改良による増価額について当 該利 用権の当事者間で協議が整わない と き は、当事者の双方の申出に基づき 山鹿市 が認定した額をその費やした金 額又は 増価額とする旨を定めるもの と する。</p>

混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

存続期間（又は残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
のと同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、のの3と同じ。</p>	のと同じ。	のと同じ。

農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間	損益の算定基準	損益の決済方法	有益費の償還
のと同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>のと同じ。この場合においての「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	のと同じ。

所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する鹿本農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>